

「大分県人権尊重社会づくり推進条例」を制定しました

21世紀は人権の世紀といわれています。しかし、世界では未だ紛争が絶えることはなく、少数民族などマイノリティーの人々の安全や生活が脅かされています。また、国内でも、女性、子ども、高齢者等に対する暴力や虐待事件は増加の傾向にあり、一方でインターネットを悪用した同和地区出身者等へのプライバシー侵害事件も起こっています。さらに、障がい者や外国人などの生活をめぐる厳しい状況は、安心な生活や生存を脅かすものとなっています。

人権を取り巻くこうした厳しい情勢に鑑み、世界人権宣言や日本国憲法が基調とする人間の尊厳や「自由と基本的権利」が尊重される社会づくりを進めるために、県では、12月県議会で**大分県人権尊重社会づくり推進条例**を制定し、平成21年4月から施行することとしました。

- 県は、虐待や暴力、また差別などの人権問題に取り組むため、人権教育・啓発や人権相談などに関する施策を進めます。
- 県民の皆様には県の取り組みに対してご理解とご協力をお願いします。また、県内の企業・団体に対しては、積極的な取り組みを要請します。
- 県内の個人・団体が、人権教育・啓発等に関して、先進的または特徴的な取り組みを行ったときは、県のイベント等の際に表彰し、広く県民にお知らせします。
- 人権研修又は地域の人権啓発活動に積極的に取り組む企業・団体に対して、講師の派遣、啓発・研修資料の提供、県の広報媒体を活用したPRを行うなど、取り組みを支援します。

* 条例の詳細は、大分県人権ホームページ

<http://www.pref.oita.jp/13700/kakuritsu/index.htm>を参照願います。

● 問い合わせ先／大分県生活環境部人権・同和対策課 企画班 ☎097-506-3175

高齢者の尊厳と権利を守りましょう!

このような行為は虐待になります。

高齢者虐待防止・養護者支援法では、高齢者(65歳以上)の虐待とは、家族などの養護者(介護者)または要介護施設従事者などによる下記の行為をいいます。

身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ● たたく、つねる、なぐる、ける、やけどを負わせる等 ● ベッドにしばりつけたり、薬を過剰に与える等
介護・世話の放棄、放任	<ul style="list-style-type: none"> ● 空腹、脱水、低栄養状態のままにする等 ● オムツなどを放置する。劣悪な状態のなかに放置する等
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ● 排泄などの失敗に対して恥をかかせる等 ● 子ども扱いにする。怒鳴る。ののしる。悪口をいう等
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ● 懲罰的に下半身を裸にして放置する等 ● キス、性器への接触、セックスを強要する等
経済的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人のお金を必要な額渡さない、使わせない等 ● 本人の年金、預貯金などを本人の了解無く使用する等

ご相談は津久見市役所健康推進課「地域包括支援センター」☎82-4124または「津久見市福祉事務所」☎82-9519までご連絡ください。